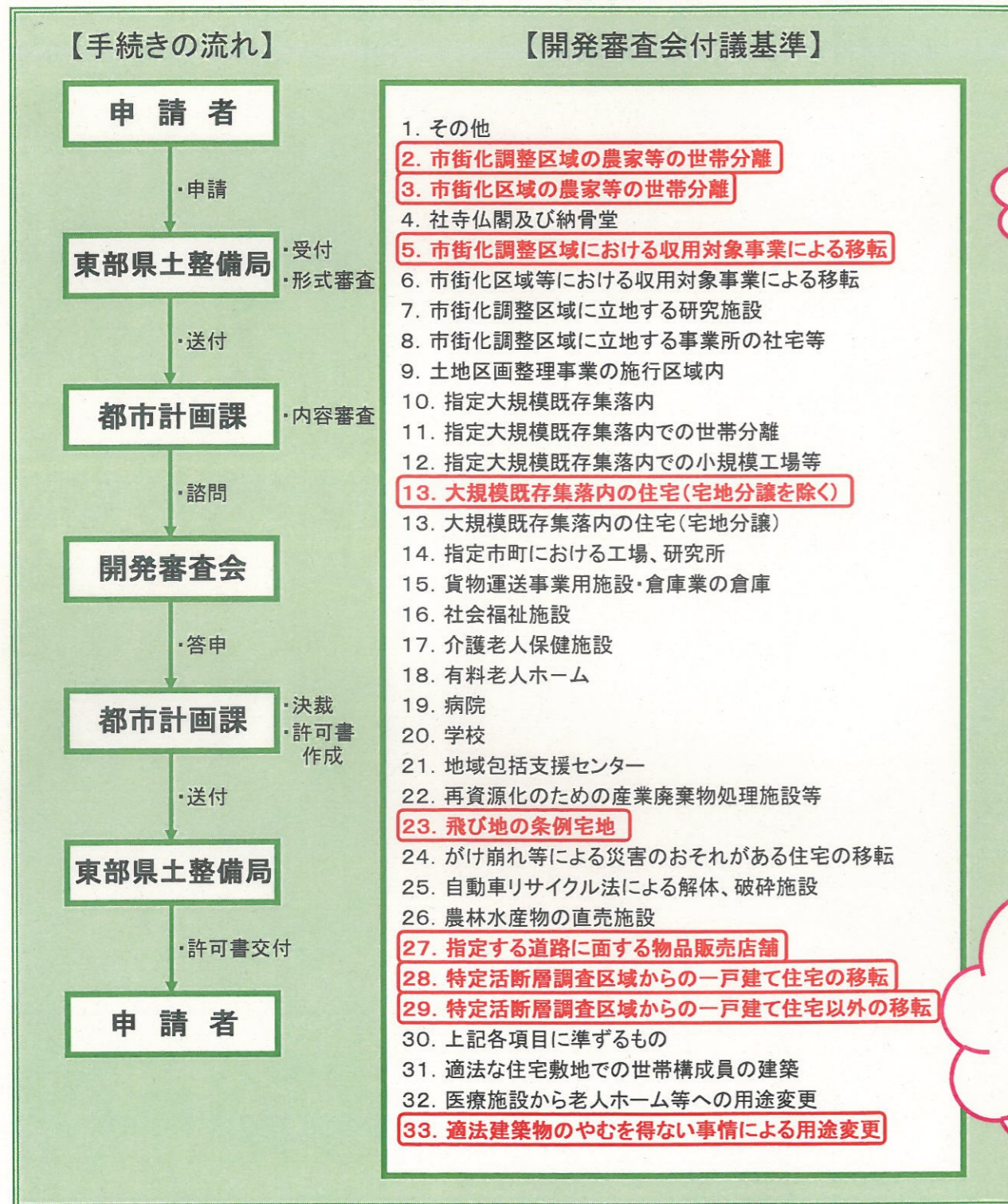


都市計画法施行条例の一部改正による 開発許可等の手続きの簡素化について

平成26年4月1日施行

南海トラフ巨大地震等を迎え撃ち、防災・減災に係る移転を更に促進させるとともに、地域経済の活性化を図り、併せて許可手続きの大幅な迅速化を図るため、開発審査会付議基準の一部を条例に移行します。

【現 行】



【条例改正後】



申請件数の約6割を移行

条例改正により赤書きの基準が移行されます。

許可書交付までの期間が約2ヶ月短縮

《目的》
・ 防災・減災対策の促進
・ 地域経済の活性化
・ 許可手続の迅速化

※条例に該当しない場合は、引き続き、開発審査会付議基準で対応。